平成２３年（フ）第１８９２号
埼玉県蓮田市大字黒浜1310番地50
債務者　成田知惠子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３９号
さいたま市桜区新開１丁目21番４号
債務者　小林由季子（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６９号
さいたま市北区土呂町１丁目51番地２　エトワールハイツＢ101号室
債務者　村上シヅエ
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９１号
埼玉県所沢市東所沢１丁目34番地の６　アミスター３―102
債務者　河瀬　篤
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６７号
埼玉県熊谷市弥藤吾213番地５
債務者　茂木　忠弘
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４１３号
愛知県一宮市萩原町朝宮字下平29番地１、住民票上の住所愛知県一宮市萩原町萩原字古井溝1431番地３
債務者　川松　久乃
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４２９号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷一３番地１　ドエル森上Ｂ―202
債務者　森　政洋
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６２号
滋賀県長浜市八幡中山町132番地１　パレノールⅡ102号室
債務者　大森　京子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
奈良市左京１丁目11番地の８　コンフォート左京３号
債務者　降旗　浩文
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５１６号
奈良市五条２丁目14番20―101号
債務者　中村　正樹
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
岡山県新見市法曽387番地
債務者　高瀬　勇
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月23日午前11時
岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第１２１号
熊本県水俣市平町１丁目10番１号
債務者　下田　裕美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１２３号
熊本県八代市鏡町鏡559番地６
債務者　谷本　貴子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２９３号
北海道川上郡標茶町字西標茶21番地19
債務者　久門　修司
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後３時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２３年（フ）第１４８８号
神奈川県茅ヶ崎市幸町21番３号
破産者　医療法人社団湘南まごころ会
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した（届出債権なし）。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５１号
福岡県春日市伯玄町２丁目45番地の１
破産者　大正建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３０号
福岡市博多区板付６丁目３番23号
破産者　有限会社眞鍋ステンレス工業
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部